

調布駅前広場事業における 「検討項目」について

調布駅前広場事業における「検討項目」の検討状況について

検討項目		検討内容	前回の特別委員会での報告内容	今回の特別委員会での報告内容	
ゾーニング		—	—	—	
歩行者動線		—	—	—	
誘導用ブロックの配置		誘導用ブロックの具体的な枚数や敷設の詳細位置等	今後も障害者団体等と定期的に意見交換やまちあるきを実施	—	
イベント空間		水道や電気など地下埋設物の設置や利用ルール等	兼用工作物協定による運用を検討	今後、関係団体との意見交換を実施し、現在より自由度の高いイベントの実施について社会実験を行うことを検討していく	⇒P3
自転車の通行		歩行者と自転車の共存ができるようなルールづくり	社会実験の結果を報告、今後は車止めの設置やリーフレット配布などによる社会実験で利用ルールを周知し、効果を確認	引き続き調布駅前広場独自の自転車通行ルールにより制限することを主軸に検討していく	⇒P5
上屋の設置		—	—	—	
ゾーニングの整備	うるおい空間 (ミストの設置等)	どの世代もうるおいを感じ、暑さ対策にもつながる空間づくりのための具体的な設え	社会実験の結果を報告、今後オブジェからミストを噴射する設えを検討するとともに、設置場所等の詳細な内容の決定に向けて検討を進める	令和4年度にオブジェ型ミストを設置する	⇒P8
	憩い空間	—	ベンチの設置イメージの報告	木製ベンチの設置を主軸に検討していく	⇒P9
情報発信機能の確保		使用する機器や提供する情報の内容等	公民連携も視野に入れた社会実験を実施し、効果を確認	デジタルサイネージ等を活用して情報発信機能を確保していく	⇒P10
トイレの設置		具体的な設置箇所や仕様等	現在の暫定トイレ付近に新設、トイレ整備のスケジュール案を報告	—	
マンホールトイレの設置		具体的な設置箇所や設置基数等	想定条件等の再検討を踏まえ、一時避難としての災害対応簡易トイレにて代用	—	
樹木配置		グリーンホール前の配置	樹木配置及び樹種は整備計画図で決定、植え込み地の数や位置等について今後調整	—	

イベント空間について

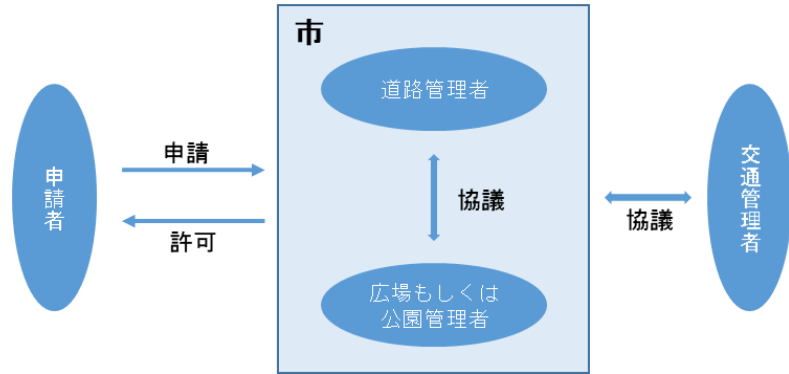
- イベント空間の利活用について、兼用工作物協定による運用を行ううえで、管理の根拠となる法令（都市公園法、広場条例等）に関して、他自治体の事例を踏まえながら検討を進めている。
- 今後、関係団体との意見交換を実施し、現在より自由度の高いイベントの実施について社会実験を行うことを検討していく。

兼用工作物協定について（再掲）

道路と他の工作物（広場もしくは公園等）が相互に効用を兼ねる場合、それぞれの管理者が協議をし、管理手法について決定することができる。

→現在の調布駅前広場の利用には道路占用許可と道路使用許可が必要であるが、兼用工作物協定によって広場もしくは公園管理者に対する利用申請のみでよくなる可能性がある。

兼用工作物協定のイメージ



利点

- ・道路法と比較して利用許可の手続が簡素化される
- ・道路法と比較してイベント利用の自由度が高い
- ・手続が広場もしくは公園管理者に対する利用申請のみでよい

課題

- ・道路交通法の適用外となるため、交通上の安全確保の工夫が必要であり、交通管理者との入念な調整が必要

兼用工作物協定の他市事例（国分寺市）



◀国分寺駅北口交通広場
(画像出典：駅周辺整備課公式Twitter)

項目	内容
兼用工作物の種類	道路と広場の兼用工作物協定
イベント広場面積	約180㎡
位置付け	広場条例に基づく広場として位置付け
管理運営主体	市（駅周辺整備課）
供用開始時期	令和3年5月からイベント広場の供用開始

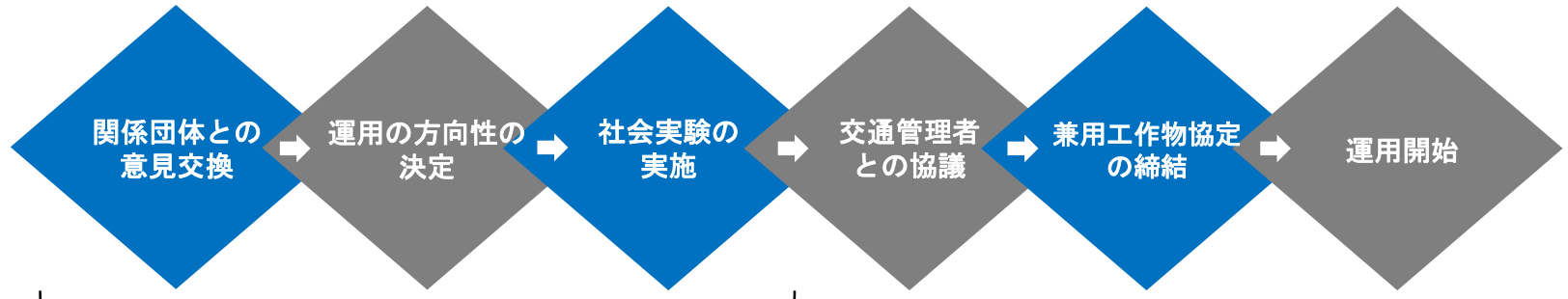
【国分寺市兼用工作物協定 概要】

- ・兼用工作物協定の範囲は、ロータリーを含む広場全体としている。
- ・イベント広場については、広場条例とは別に、利用の仕方に関する「国分寺駅北口駅前広場利用ガイドライン」を設定している。
- ・利用できるイベント形態の範囲については特に規制を設けず、申請があった時に個別に判断している。

各法令に基づく運用について

	道路法	兼用工作物協定	
		道路と都市公園の兼用	道路と広場の兼用
根拠	調布駅前広場占用ガイドライン	調布市都市公園条例	広場条例
手続内容	道路占用許可申請, 道路使用許可申請	都市公園内行為許可申請	利用申請
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化や賑わい創出などの観点から、地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となって取り組むもの 地域住民・団体などが一体となって取り組み、かつ国・地方公共団体が、地域活性化などの観点から当該イベントを支援するもの ※営利目的のものや地域の活性化につながるもの等については許可の対象外となる	以下の禁止事項にあたらぬもの(第10条に規定) <ol style="list-style-type: none"> 都市公園の原状を変更し、又は用途外に使用すること 植物を採集し、又は損傷すること 鳥獣、魚貝・昆虫の類を捕獲し、又は殺傷すること 広告宣伝をすること 指定した場所以外の場所へ車馬等を乗り入れ、又は止めること 立入禁止区域に立ち入ること 物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること 都市公園内の土地又は物件を損壊すること ごみその他の汚物を捨てること 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること ※①～⑦は事前に市長の許可を受ければ可能	条例で定める許可基準に基づく ⇒条例の内容によっては、営利を目的とした販売行為やイベントなどが実施できるようになる
利用主体	国または地方公共団体、それらが支援するイベントの実施主体や実行委員会など	原則市内在住、在勤、在学者	条例で定める利用主体の定義に基づく
利用料	占用料減免申請により無料	原則無料	条例で定める額に基づく

兼用工作物協定の運用までの検討ステップ(案)



こうした検討の中で兼用工作物協定の根拠法令等を決定していく

自転車の通行について

- 自転車の通行については、引き続き調布駅前広場独自の自転車通行ルールにより制限(原則広場内は押し歩き)することを主軸に検討していく。
- 今後は声掛けなどにより啓発を実施し、効果を確認して行く。

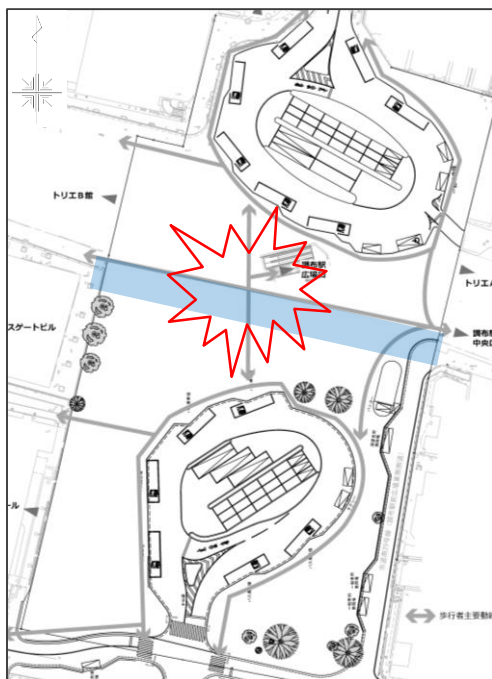
調布駅前広場の自転車の通行についての実態及び課題

全般	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の乗り入れを禁止すべきとのご意見が一定数ある ・一方、子どもを乗せての押し歩きは大変なので通行を認めてほしいといったニーズも一定数ある
東西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・京王線地下化前は東西方向の通行が可能だったため、現在も往来が多く見られる ・駅出入口から南方向に向かう歩行者との交錯が懸念される
南北方向	<ul style="list-style-type: none"> ・南北の動線は、京王線地下化後に生まれた動線である ・東西方向の歩行者との交錯が懸念される。また、北側の商業ビル前の空間では歩行者と自転車が錯綜する

調布駅前広場独自のルール等による 自転車通行の制限の必要性

- ▶ 《検討内容》
制限について
- ・物理的な設え (ハード面) での対応
 - ・条例等のルール(ソフト面)での対応

広場内に自転車通行空間を設けた場合【ハード面の検討】



【特徴】

- ・東西方向の自転車の通行については、歩行者と動線を分けることができる

【問題点】

- ・自転車通行空間の設置により、特に南北方向の歩行者動線との交錯や歩行者との衝突が発生する可能性が高い
- ・関係団体との意見交換等では「歩行者との動線を分けることによって、かえって自転車の通行量の増加や速度の出しすぎなどが懸念される」という意見をいただいている

▼


多くの歩行者が日常的に利用する調布駅前広場の性質上、
原則として自転車は広場内で走行するべきではない

▼

自転車の走行を促すような通行空間を設置することは難しい

◀ 自転車通行空間のイメージ(青着色部)

他自治体における自転車の通行に関する事例【ソフト面の検討】

	法令による規制	条例による規制	自治体独自のルールによる規制
場所	大手前通り(姫路市 JR姫路駅北側)	渡辺通り(福岡市 地下鉄天神駅南側)	川崎駅東口周辺地区(川崎市)
規制の根拠	道路交通法	福岡市自転車の安全利用に関する条例	市の設定する押し歩きエリアの設定
規制の範囲	 <p>画像出典：姫路市HP</p>	 <p>画像出典：福岡市HP</p>	 <p>※図中緑色着色部が押し歩きエリア 画像出典：川崎市HP</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・トランジットモール化により、軽車両を含む一般車両が通行禁止となっている。 cf. 道路交通法第8条第1項 歩行者専用道路 ・自転車で通行した場合、道路交通法違反に問われる可能性もある。 ・姫路市は、看板等により周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、歩行者の交通安全確保のための押し歩き推進区間を指定できる。 ・市民は、当該区間内は押し歩きをする努力義務を負う。 ・市は区間内での押し歩き推進のための啓発等を行うことが条例内で明記されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画の取組の中で、押し歩きエリアを設定した。 ・ボランティアや警察等と連携し交通安全運動を中心とした押し歩きの推進活動や自転車通行帯の交通ルールの周知等を実施した。



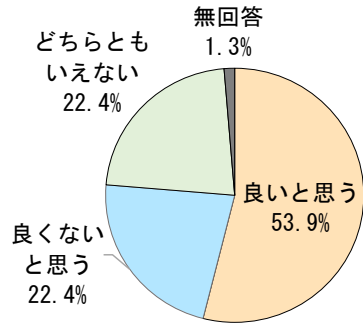
他自治体の事例を踏まえながら、①調布駅前広場独自の自転車通行ルールと②啓発活動によって制限していくことを検討する

①調布駅前広場独自の自転車通行ルールの方針

[原則] 広場内は自転車は押し歩き

[例外] 押し歩きが難しい場合
(例：高齢者、子ども、障害のある方等)は
徐行のうえ通行可能

調布駅前広場オープンハウスでのアンケート
「市の自転車の通行ルールについてどう思いますか？」の回答割合 ▶



②実施する啓発活動の内容

⇒社会実験を実施しながら検討

≫ 自転車通行ルールの啓発活動に関する社会実験について(案)

■社会実験の手法の検討

手法	メリット	デメリット
サインスタンド (令和3年度設置)	直接利用者の視覚に訴えられる	啓発できるエリアが広場に 限られる
リーフレットの 配架	サインスタンドよりも細かい 情報が利用者に届く	周知の継続性に欠ける
市報での周知	直接的かつ幅広い市民に 周知できる	周知の継続性に欠ける
声掛けの実施	直接啓発ができる, 通行の 抑止につながる	声掛けによるトラブルの 発生が懸念される
音声案内装置等 による呼びかけ	常時利用者に対して啓発が できる	騒音にならないよう, 近隣 との調整が必要
車止めの設置 (増設)	配置を工夫することで, 利用者に降車や減速させる ことができる	歩行者や車いす利用者の 通行の支障となる

⇒市報, 声掛けによる啓発のメリット・デメリットを踏まえ…

- 市報での周知
- 声掛けの実施
- 音声案内装置等による呼びかけ
- 車止めの設置(増設)

の4つの手法による実施を検討していく。

検討中

①市報での周知

ルールの内容等を市報に掲載し, 幅広い市民に周知を図る。

[概要]

実施時期: 令和4年度上半期(予定)

掲載内容: 市の自転車の通行ルール,
押し歩きエリアの紹介等

掲載内容のイメージ(画像出典: 東京都) ▶



②声掛けの実施

春・秋の交通安全キャンペーンなどに合わせて, 関連部署や警察等と連携して声掛けを実施する。

[概要]

実施時期: 検討中

時間帯: 通行量の多い朝と夕方

連携先: 検討中

声掛け運動のイメージ▶



③音声案内装置等による呼びかけ

声掛け運動を実施していないタイミングでも継続して周知できるよう, 音声案内装置等を活用した呼びかけを検討する。

音声案内装置のイメージ(画像出典: 浜松市) ▶



④車止めの設置(増設)

広場の各出入口に自転車利用者の降車・減速を促すような配置, 形状の車止めの設置(増設)を検討する。

車止めのイメージ▶



コミュニティゾーン(うるおい空間)の整備について

- 令和3年度に設置したアーチ型ミストに関するアンケート調査等の結果を踏まえ、ミストの活用を前提とした子どもも楽しめるうるおい空間の創出と効果的な暑さ対策の検討を行った。
- アンケート調査では「オブジェからミスト噴射」が最も要望が多かったことから、令和4年度はオブジェ型ミストを設置する。

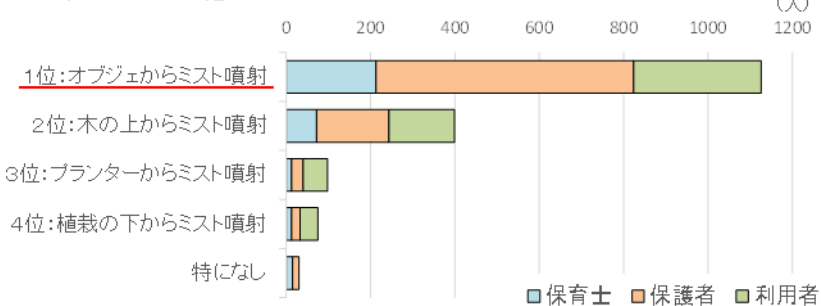
令和3年度の社会実験



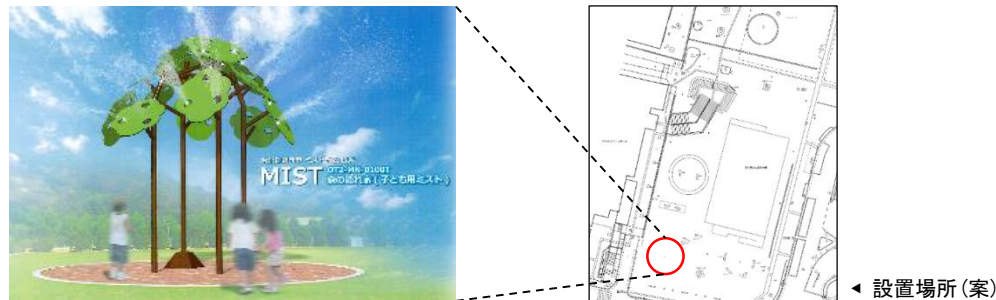
【概要】

- ・ アーチ状のトンネル内でミストが噴射
- ・ 子どもの高さに合わせてノズルを設置
- ・ 噴霧量を増強
- ・ アーチにはゴーヤなどを植栽
- ・ 調布駅前広場にいる子連れ、近隣保育園及び幼稚園にアンケート調査を実施

■ あればいいと思うミストについて(アンケート調査より一部抜粋)



令和4年度に設置するミストのイメージ



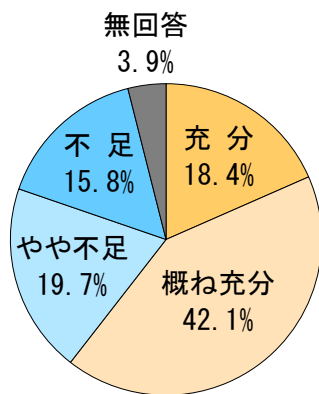
設置目的	ミストの活用を前提に子どもも楽しめるうるおい空間の創出と効果的な暑さ対策を講じる
対象	子ども連れ親子(対象とする子ども：幼児)
設置時期	令和4年7月(予定)
運用期間	令和4年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木をモチーフにしたオブジェからミストを噴射 ・ 子どもがミストに触れられるように、ミストの噴霧量を増量し、ノズルを下向きに設置する仕様を想定 ・ ミスト稼働期間以外における、別の形で活用方法についても検討を進める
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもがミストに触れながら遊ぶことができ、かつグリーンホール前の景観を損なわないオブジェを製作することで、子どもと大人と一緒に楽しめるうるおい空間を創出すること ・ ミストの本質的な効果である暑さ対策に繋がること

コミュニティゾーン(憩い空間)の整備について

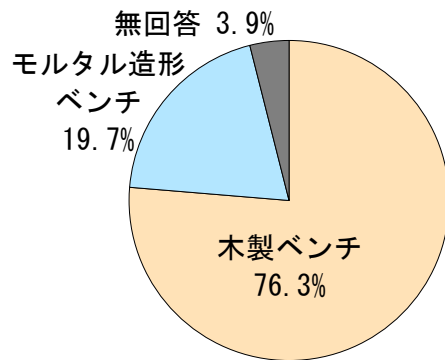
- 令和3年度に実施したオープンハウスにおけるアンケート調査では、「木製ベンチ」と「モルタル造形ベンチ」のイメージを作成し、どちらが調布駅前広場に合うか意見を伺った。
- アンケート調査では、全体の約8割の方が「木製ベンチ」の方が合うとの回答であった。
- 今後、アンケート調査の結果等を踏まえ、木製ベンチの設置を主軸に検討していく。

調布駅前広場オープンハウス(令和3年度実施)のアンケート結果

問1：現在の調布駅前広場に設置されているベンチの数は充分だと思いますか。



問2：「木製ベンチ」と「モルタル造形ベンチ」の、どちらが調布駅前広場に合うと思いますか。



【主な自由意見】

- ・ 子ども等が使用することを念頭において、夏季でも熱くなりにくいものが欲しい。
- ・ ラグビーワールドカップの時の通路横のベンチ配置は良かった。
- ・ 保育園にアンケートを取った方がよい。
- ・ 自然を生かしたベンチがよい。
- ・ 奥多摩の木材を利用したらよいと思う。
- ・ 木製は暖かみがあるが、腐食したら交換が必要。モルタルは劣化が少ない。
- ・ 耐久性があるものが多い。
- ・ 素敵な花壇もあるし、木製で暖かみを出して欲しい。イメージ図はとてもよい。

⇒木製ベンチの設置を主軸に検討

設置する木製ベンチのイメージ



情報発信機能の確保について

- デジタルサイネージ等を活用して情報発信機能を確保していく。
- 提供する情報については、観光案内情報、イベント情報、市政情報等を軸に、災害発生時には各種情報等を伝達することなどを想定して検討を進める。
- 設置に当たっては、公民連携や特定財源の活用も視野に検討を進める。

≫ デジタルサイネージのイメージ

■観光案内機能を持たせたもの（新宿区、画像出典：東京観光財団）



■市政情報（国分寺市）



≫ 観光案内所の取扱いについて

- ①当面は、現在の観光案内所（ぬくもりステーション）を活用
- ②駅前広場内（地上）に単独での建築物の設置は行わない中で、観光案内機能を確保することを検討



ぬくもりステーション ▶